

福祉資格取得助成事業の概要

区分	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏域に住む人がいつでも安心して暮らすことができるよう福祉資格取得者を増加させること。 (2) その福祉資格取得者が播磨科学公園都市圏域で活躍すること (3) 良質な人材の確保と定着の促進
事業内容	圏域内の施設に勤務する職員又は勤務する予定の方に対して、資質向上、スキルアップを図るために資格取得に係る受講料を助成する。
対象資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護職員初任者研修修了者 (2) 実務者研修修了者 (3) 介護福祉士取得者 (4) ケアマネジャー取得者
対象者	たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町に在住するもの。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研修修了日から6か月以内であること。 (2) 町内に住所を有し、居住していること。 (3) 介護職員として圏域内の介護事業所等に就業していること又は内定していること (4) 国や都道府県等による類似の助成、奨学金を受けていないこと (5) 町税及び国民健康保険税の滞納がないこと
対象経費	受験料、受講料、資格登録料、教材費など
補助金額	対象経費の合計額の2分の1として、限度額を5万円とする。
回数	1回限り
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象となる経費の領収書など ※教科書や参考書を購入した場合は、書籍名と金額がわかるもの(表紙・裏表紙のコピー等)を添付すること。 (2) 研修修了者は、研修終了証明書の写し (3) 資格を取得したことが証明できる証明(国家資格合格書、登録書、資格者証)の写し (4) 就業先が発行する就業証明書